

# ときしホームヘルパーステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会が開設するときしホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（岐阜県指令高第 537 号の 871）及び訪問型サービス（土岐市指令高第 18 号）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対して適正な指定訪問介護等サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、土岐市及び地域の保健、医療、関係機関並びに福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号 以下「法」という。）、土岐市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ときしホームヘルパーステーション

(2) 所在地 土岐市下石町 1 0 6 0 番地（土岐市総合福祉センター 1 階）

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供にあたるものとする。

(2) サービス提供責任者 2 名

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護又は訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画等を作成し交付する。また、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

(3) 訪問介護員 1 4 名

訪問介護員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、訪問介護計画等に従い利用者に対し適切な介護を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までは相談に応じる。

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、午前 7 時から午前 8 時 30 分まで及び午後 5 時 15 分から午後 10 時までは相談に応じる。

(サービスの内容)

第 6 条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護 (入浴介助、排せつ介助、食事介助、体位変換等)
- (2) 生活援助 (調理、洗濯、掃除、買い物等)
- (3) 身体生活 (身体介護と生活援助を組み合わせた場合のサービス)

(サービスの利用料)

第 7 条 事業所が提供するサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める基準及び市町村が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 事業所が提供したサービスの利用料金の支払いは、当協議会発行の振込依頼書又は預金口座振替により指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、土岐市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 従業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他身体に変化が生じた場合は、速やかに主治医、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(苦情解決)

第 10 条 提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 11 条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該記録を整備した日から 5 年間保存する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。